

《今年はマイナポータル連携で確定申告！》

マイナポータル連携のメリット

- 医療費の領収証等の集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理・保管が不要

マイナポータル連携の詳細はこちら



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。詳しくは、給与情報のマイナポータル連携に係る国税庁HPの特設ページをご覧ください。

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険（国民年金保険料・国民年金基金掛金）
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo（個人型確定拠出年金）
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマホ
- マイナンバーカードのパスワード2つ
- (1)署名用電子証明書のパスワード（英数字6-16文字）
- (2)利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

準備手順



- STEP 1 マイナポータルで利用者登録（すでにマイナポータルで利用者登録済の方はログインします）
- STEP 2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択
- STEP 3 マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携
- STEP 4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携
- STEP 5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

税務署での相談をご検討の方へ

令和7年1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。

相談を希望される方は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの確定申告期間中に、確定申告会場へお越しください。

※2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

○お問い合わせ 古河税務署 ☎(31)4161(代表)